

三者協議会実施要領

1 目的

土木工事においては、現場条件が施工方法や実施工法を大きく左右することから、設計段階における現場条件と、施工者が捉えた現場条件に差異がある場合などにおいては、工事施工が円滑に進まないばかりではなく、工事目的物の品質そのものに影響を与える可能性がある。

三者協議は、通常発注者と施工者で行われる工事着手前の協議に、設計者を加えることで、設計思想及び設計・施工条件や施工上の留意点などの確実な伝達を行い、工事目的物の品質確保及び円滑な工事の施工を図るものである。

2 協議の対象となる工事

工事着手前の協議は、発注者と施工者による二者協議を基本とするが、現場条件が特殊な工事、施工に要する技術が新規又は高度である工事等、設計時の設計意図をより詳細に伝達する必要があると認められる工事について、三者協議の対象工事とする。

なお、施工者から協議があった場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、三者協議会を開催するものとする。

3 協議会の構成

協議会の構成員は、次を標準とする。

- (1) 発注者：課長、係長、監督員
 - (2) 施工者：現場代理人、主任（監理）技術者、その他工事関係者
 - (3) 設計者：詳細設計を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者
- なお、必要に応じて当該工事に関係する地質調査を担当した技術者も構成員とすることができる。

4 三者協議会の実施

三者協議会は原則 1 回とし、施工計画書の提出前に実施するものとする。

なお、三者の協議により複数回開催することが出来る。

5 協議事項

三者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 設計の意図及び目的の的確な伝達と反映
- (2) 工事施工段階における留意点、設計図書の照査及び条件変更に関する事項
- (3) その他工事に関連する事項

6 当該工事設計図書での明示

当該工事の特記仕様書に「協議会」設置の工事であることを明示する。

7 参加者の役割

(1) 発注者

- ・開催時期の調整・通知
- ・協議会の進行
- ・課題等の事前整理及び設計者・施工者に対する内容の通知
- ・工事目的及び設計意図の説明
- ・工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の留意点の説明
- ・協議結果のとりまとめ

(2) 施工者

- ・設計図書の照査及び現地調査等を実施し、施工計画立案に際しての疑問点や確認を要する事項を整理し事前に発注者に提示
- ・設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明

(3) 設計者

- ・事前に発注者・施工者から課題等（質問書等を含む）が提示された場合の回答準備
- ・成果品による設計意図及び施工時の留意点についての補足説明
- ・設計成果に関する疑問点等に対する回答
- ・協議記録の作成（様式－1）

※会議を効率的に実施するため、事前調整（課題の事前伝達等）により回答時間の短縮、会議資料の適正化に努めることとする。

8 協議のとりまとめ

協議のとりまとめは発注者が行い、議事録は「三者協議会記録簿（様式－1）」により設計者が作成するものとする。

なお、協議会で確認された事項で、設計変更を要するものについては、発注者、施工者及び設計者の三者においてその責任範囲を明確にするものとする。

9 協議会費用の負担

三者協議会の開催に係る経費は次のとおりとする。

①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。

②設計者に対する費用は、(1)で定める。

(1) 設計者に対する費用の積算

1) 費用計上方法

費用は、以下のどちらかの方法で計上（契約）すること

ア 当該工事の技術管理費に、2)～6)の費用を積み上げ計上することとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。また、当該費用については、工事請負率を乗じないこととする。

イ 発注者と設計者の随意契約とし、2)～6)の費用により契約を行う。

2) 費用の構成

設計者に対する費用＝（業務価格）＋（消費税相当額）
＋（一般管理費等）×〔1＋（消費税率）〕

3) 直接人件費(会議に要する費用)

業務に従事する技術者の人件費とし、以下による。

業務種別	技術者の職種	人数及び回数
設計業務	主任技師	それぞれ 0.5人/回
※地質調査業務、 測量調査業務	技師 (A)	

※必要に応じ、地質調査や測量調査担当の技術者を構成員とする場合は、内容に応じた人件費を計上する。

4) 旅費交通費

旅費交通費は、福島県の旅費に関する規程に準じて積算(日当は含まない)し、積算基地は、設計業務等標準積算基準の随意契約の場合に準じるものとする。

5) その他原価及び一般管理費等

土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

6) 消費税相当額

消費税相当額は業務価格に消費税の税率を乗じて得た金額とする。

7) 設計者が複数いる場合

設計者毎に上記費用を計上する。

8) 支払いの確認

1) アの方法で費用を計上した場合は、発注者は設計者に対する費用が施工者から適切に支払われているか確認すること。

10 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月9日から施行する。

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月1日以降に起工する工事から適用する。

三者協議会記録簿

発注者	課長	係長	監督員		発注 機 関 名	
施工者	現場 代理人	主任（監 理）技術者			施 工 業 者 名	
設計者	管理 技術者	担当 技術者	地質調査 業者		設 計 業 者 名	
工事名			日時	令和 年 月 日 ()		
設計業務名			場所			
出席者	発注者					
	施工者					
	設計者					
【会議要旨】						